

公 示

農山漁村 6 次産業化対策に係る 6 次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプの公募について

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る公募要領（平成 22 年 3 月 5 日付け 21 総合第 1907 号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「公募要領」という。）第 1 の II の 1 の（1）の①に掲げる「6 次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプ」について、事業実施主体を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、公募要領に定めるもののほか、下記に従い御応募ください。

記

1 事業の趣旨及び事業内容等

事業の趣旨、事業内容、応募団体の要件、補助対象経費の範囲、補助金額及び補助率については、公募要領別表 1 の農業主導タイプの項をご参照ください。

2 公募期間

平成 23 年 3 月 30 日（水）～ 平成 23 年 5 月 13 日（金）

3 申請書類及び提出期限

（1）申請書類

応募団体は、公募要領別表 2 の農業主導タイプの項に定める以下の申請書類を 1 部提出してください。なお、書類に虚偽記載・不備等がある場合には、審査の対象から除外されることがありますのでご了承ください。

- ① 申請書（別紙様式 18-1 号）[ワード]
- ② 事業実施計画（別紙様式 18-2 号）[エクセル]
- ③ 添付資料（A 4 サイズ片面印刷に限る。）

（2）提出期限

平成 23 年 5 月 13 日（金）17:00 必着

（3）提出先・連絡先

応募団体は、下表の左欄に掲げる所在地に応じ、右欄に掲げる提出先に申請書類を提出してください。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」の影響により、青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県に所在する応募団体の連絡先につきましては、東北農政局又は農林水産省経営局といたします。

応募団体の所在地	提出先・連絡先

北海道	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省 経営局 構造改善課 経営構造対策室 経営構造対策企画班 TEL03-3502-8111（内線5162）
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局 生産経営流通部 構造改善課 計画推進係 TEL022-263-1111（内線4084） 〔 ※東北農政局での対応が難しい場合には、下記まで お問合せください。（書類の提出先は東北農政局と なります。） 農林水産省 経営局 構造改善課 経営構造対策室 経営構造対策企画班 TEL03-3502-8111（内線5162） 〕
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 関東農政局 生産経営流通部 構造改善課 計画推進係 TEL048-600-0600（内線3386）
新潟県、富山県、石川県、 福井県	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 北陸農政局 生産経営流通部 構造改善課 計画推進係 TEL076-263-2161（内線3380）
岐阜県、愛知県、三重県	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局 生産経営流通部 構造改善課 計画推進係 TEL052-201-7271（内線2456）
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 近畿農政局 生産経営流通部 構造改善課 計画推進係 TEL075-451-9161（内線2363）
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 中国四国農政局 生産経営流通部 構造改善課 計画推進係 TEL086-224-4511（内線2496）
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒860-8527 熊本県熊本市春日2-10-1 九州農政局 生産経営流通部 構造改善課 計画推進係 TEL096-211-9111（内線4514）
沖縄県	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 経営課 構造改善係

（４）受付時間

上記（３）の右欄に掲げる連絡先に、平日（土日・祝祭日を除く）の以下の時間内にお問合せください。

10:00～12:00 / 13:00～17:00

（５）提出方法

提出方法は、公募要領第10の3に掲げるとおりであり、以下の方法によることとします。

- ① 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便等を含む。）とし、やむを得ない場合には持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。
- ② 申請書類を送付する場合は、簡易書留、配達記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、余裕をもって発送するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- ③ 天災等やむを得ないと認められる場合を除き、提出期間内に到着しなかった申請書類は、無効となります。
- ④ 申請書類は、申請書ごとに一つの封筒を利用し、「6次産業化推進整備事業（農業主導タイプ）応募申請書在中」と表に朱書きの上、提出してください。

４ 審査の手順及び審査の観点

審査の手順及び審査の観点については、公募要領別表3の農業主導タイプの項をご参照ください。

５ その他

本公示に記載のない事項については、以下をご参照ください。

- （１）農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領 [PDF]
- （２）農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（案） [PDF]
- （３）農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（案） [PDF]
- （４）6次産業化推進整備事業実施要領（案） [PDF]
- （５）6次産業化推進整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（案） [PDF]
- （６）6次産業化推進整備事業における費用対効果分析の実施について（案） [PDF]

以上公示する。

平成23年3月30日

農林水産省経営局長
平 尾 豊 徳